

○議長（茅沼隆文）

日程第3 議案第47号 開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第63号）に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を変更するため、開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

子ども・子育て支援室長。

○子ども・子育て支援室長（中戸川進二）

では、議案を朗読させていただきます。

議案第47号 開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成27年7月24日提出、開成町長、府川裕一。

では最初に一部改正の概要について、ご説明させていただきます。

今年度から子ども・子育て支援新制度が開始されまして、小規模保育事業などは、許認可権を町が持つようになりました。この事業の許認可のために必要となる基準については、厚生労働省令をもとに町が条例を制定してきたものでございますが、このもととなっている省令の一部の内容が、平成27年4月1日をもちまして変更になったため、それにあわせて町の条例の改正をするものでございます。

改正する箇所につきましては、町が許認可権を持つ保育事業類型のうち、保育士の配置を義務づけている四つの事業類型に関して、保育士以外の有資格者を一人に限り保育士とみなすことができるといった規定に、新たに准看護師を加えるものでございます。

なお、この改正の趣旨につきましては、保育事業に従事する人材を確保しやすくし、保育の受け皿を整備するといった目的でございます。

それでは、1枚おめくりください。

開成町条例第 号 開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年

開成町条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表の中の改正後の欄をご覧ください。第30条、職員に関する規定の第3項でございます。

前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。といった内容で、保育士とみなすことができる資格に、准看護師を加えるといった改正でございます。

次の第32条第3項では、小規模保育事業所B型に関する規定を。

次の第45条第3項では、保育所型事業所内保育事業所に関する規定を。

次のページ、第48条第3項では、小規模型事業所内保育事業所に関する規定について、それぞれ同様に保育士とみなすことができる資格に准看護師を加える改正でございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するといった内容でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いします。

○議長(茅沼隆文)

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。

2番、山田貴弘議員。

○2番(山田貴弘)

2番、山田貴弘です。今回は国の法改正でということで理解しているところです。今回の30条、32条に出てくる小規模保育事業所のA型、B型というのは、開成町でいえば、どこが該当になるのかということを1点お聞きしたいのと。

あと保育の中で、現状としては、看護師が子どもに薬を飲ませたりとか、そういうことをしていると思うのですが、今回は、准看護師を保育園の先生を一人としてみなすことができるということで、枠は広がっているんですが、実際、保育所に准看護師を入れるという部分の役割というのは、どういう過程の中で保育士がいて、看護師がいて、准看護師がいるという設定が考えられるのか。そこら辺、業務の内容になると思うのですが、ひとつお聞きしたいと思います。

○議長(茅沼隆文)

子ども・子育て支援室長。

○子ども・子育て支援室長(中戸川進二)

ご質問にお答えします。まず、どういったところが小規模保育事業所に該当するのかということでございますが、現在、町が許認可権を持つものに該当する事業所というのは、町内ではございません。したがって、あらためて、こういったご希望があった場合には、この規定を適用していくといったものでございます。

それから2点目、実際、現場の中で、看護師、准看護師がどういう役割を果たす

のかといったご趣旨だと思いますけれども、本来、児童福祉法の中では、保育所、それから小規模保育事業については、看護師、准看護師の配置というのを義務づけという形では持っていないという状況です。ですから、いなくていいという前提の中で成り立っているというのが大前提としてございます。そういった中で、看護師を置く場合には看護師としての業務の範囲内で携われること、准看護師を置く場合にも同様でございますが、その範囲内で携われることに対応していくのかなと考えています。

○議長（茅沼隆文）

2番、山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。今回、国の改正だということで理解しているんですが、どういう意図があるのか、いまいわからなかったのです。当然、これは准看護師になると、医師や看護師の支持のもとに行為が起こせるわけじゃないですか。看護師というのは准がつかないと、当然、これは厚生労働省の免許権者になってくるので、独自の判断でできるという役割があると思うのですが、そこら辺で今回、准看護師を入れたというのは、単純に保育士が不足になってくるから増やしたいという部分で、単純に今回挙げてきているのかというのが見えないので、そこら辺わかる範囲でいいので、教えていただきたいです。

○議長（茅沼隆文）

子ども・子育て支援室長。

○子ども・子育て支援室長（中戸川進二）

山田議員がおっしゃるとおりでございまして、大きな趣旨、目的のところでございますが、内閣府が今中心に、保育事業、保育の受け皿を整えるということで、ここ数年来、保育所の基準等を緩和したり、許認可権を市町村におろして、小規模型の保育事業等の推進をしているわけですが、そういった形の中で、やはり全国的に保育士が不足してくるということが見越せるといった中で、従事者を確保するという観点から、看護師でも准看護師でも保育士として一人に限りみなすことができる。こちらは例外的な規定にはなっておりますが、そういった形で対応していくということでご理解いただければと思います。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑ございませんか。

1番、佐々木昇議員。

○1番（佐々木 昇）

1番、佐々木昇です。今、国の家庭的保育事業の話がありましたけれども、これは国で、1番は待機児童解消という考えがあるのかなと私は思っているんですけれども、改めて確認させていただきたいのですけれども、現況、開成町では待機児童問題はないという説明を受けていますけれども、もう一度確認させていただきたいと思いますけれども、開成町では待機児童の問題、どのようになっているのか、お

伺います。

○議長（茅沼隆文）

子ども・子育て支援室長。

○子ども・子育て支援室長（中戸川進二）

待機児童ということでございます。ご質問にお答えいたします。平成27年4月1日現在で、神奈川県全県的に待機児童の調査がございまして、開成町においては、ここ数年来ゼロ人ということでございましたが、5人ということで結果が出ております。

開成町におきましても保育需要が高まってきているという実態は、現場としても感じているところでございますが、平成27年度から定めた子ども・子育て支援事業計画に基づきまして、適切に保育の受け皿というものを今後整備してまいりたいと思っております。

○議長（茅沼隆文）

1番、佐々木昇議員。

○1番（佐々木 昇）

1番、佐々木昇です。今、准看護師さんを保育士さんに認められるとなつて、事業所を開設するのに緩和できるような形になっていると思うんですけども、開成町としては、この家庭的保育事業の改めて推進していくとか、そういう考えというのはあるのでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

教育委員会参事。

○教育委員会参事（小野伸二）

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。推進していく予定があるのかということでございますけれども、国の制度といたしまして、4月1日から子ども・子育てがつくという形の中で、今、議員のお言葉をお借りすれば、一種の緩和のようなものも行われたわけでございます。

それを受けまして、開成町もそれに応じた対応をしていかなければいけないということの中で進めているわけでございますけれども、私どもといたしましては、国の指針等にのっとりまして、法律、省令、条例等に見合う施設であれば、施設の問題ですとか、そこで働く方の確保の問題ですとか、そういう環境等の問題等を含めまして、基準に満たすものであれば、どんどん開成町の中でやっていっていただきたいという形の中で進めてまいりますので、その中の一つとして、先ほど室長が申しましたように、全国的に保育士の数が不足しているという傾向の中で、従前の例外的規定を若干広めたという形の改正をさせていただいているというものでございますので、町としては、繰り返しになっちゃいますけれども、どんどんそういう施設ができてきていただけると助かると考えています。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

質疑がないようですので、これで質疑を打ち切ります。

続いて、討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第４７号 開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起 立 全 員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって、可決いたしました。